

☆ 基山定住サプライズプロジェクト ☆

／ 最大60万円補助 ／

結婚新生活支援補助金



基山町では、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の一部を補助します！

対象期間に婚姻・同居された世帯は、補助対象となる場合があります。お気軽にお問い合わせください！

補助対象世帯

- ・令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻届出日現在において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- ・夫婦の合算所得額が500万円未満であること

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得額から年間返済額を控除します。

- ・市町村税の滞納がないこと
- ・基山町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

※住居費用に関しては、【基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金】との併用はできません。

補助金の対象となる経費

○令和7年4月1日～令和8年3月31日に補助対象世帯が支払った次の費用の全額（※千円未満切捨）

- ・住居費用…結婚を機に新たに取得した住宅の取得費用、婚姻を機に賃借した住居の敷金、礼金、仲介手数料（※住宅の取得費用は婚姻日から1年以内に取得した住宅に限ります。）
- ・引越費用…婚姻後に同居するために引越しをした場合に、引越・運送業者に支払った費用
- ・リフォーム費用…婚姻を機に新たに住宅の機能維持又は向上を図るために行う工事費用

（※リフォーム費用は婚姻日から1年以内に工事請負契約を締結した工事に限ります。）

（※倉庫、車庫に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用及び世帯が賃借する住宅において、本来賃借人が行うべき工事に係る費用については対象外です。）

補助金上限額

- ・婚姻届出日現在において、夫婦ともに年齢が29歳以下の世帯…**上限60万円**
- ・婚姻届出日現在において、夫婦ともに年齢が39歳以下の世帯…**上限30万円**

申請方法

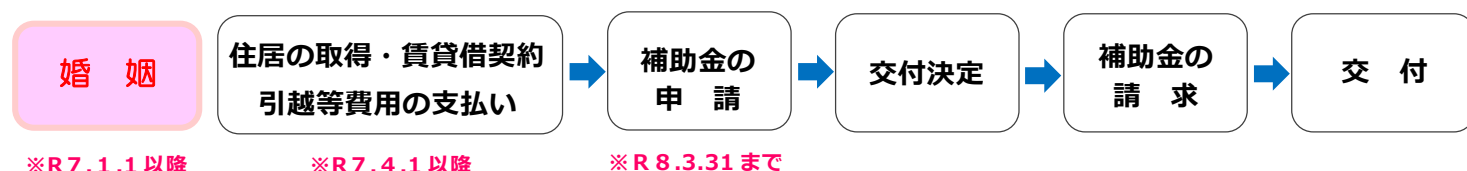
○次の書類を、持参又は郵送により定住促進課まで提出してください

- ・結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・夫婦の記載のある戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- ・住民票謄本
- ・所得証明書（市町村の長が発行する所得を証明する書類）
- ・貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（所得証明書で証明された年に返済した場合）
- ・市町村税の滞納がないことを証する書類
- ・売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の中で該当するものの写し（住居費用について補助金交付を申請する場合）
- ・リフォームの工事請負契約書の写し（リフォーム費用について補助金交付を申請する場合）
- ・リフォーム工事に係る賃貸借人の同意が確認できる書類又はその写し（リフォーム費用について補助金交付を申請する場合）
- ・住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費用について申請する場合）
- ・引越費用に係る領収書の写し（引越費用について申請する場合）
- ・リフォーム費用に係る領収証の写し（リフォーム費用について補助金交付を申請する場合）

※住民票謄本、所得証明書、市町村税の滞納がないことを証する書類については、申請者及び配偶者の分を提出してください。

☆ 結婚新生活支援補助金 補助金交付までの流れ

※下記は一例となります。詳しくはお問い合わせください。



申請受付期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

☆【問合せ先】基山町役場 定住促進課 定住促進係 ☎0942-92-7920